

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)	平成27年度 第3回 川西市損害評価会		
事務局(担当課)	市民生活部 生活活性室 産業振興課		
開催日時	平成27年10月29日(木) 午後4時～		
開催場所	川西市役所 2階 202会議室		
出席者	委員	菊本 秀明、篠木 善和、山田 武司、天津 恭至、橋本 信一	
	その他		
	事務局	大屋敷部長、金淵室長、人見課長、松田主査、五代主任	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	平成27年産水稻被害の概要及び損害評価について		
会議結果	別紙のとおり		

## 審 議 経 過

事務局	<p>それでは、これより第3回損害評価会を開催させていただきます。</p> <p>本日の出席者は5名、欠席者は1名であり、委員6名中、出席委員が過半数の3名を超えておりますので、川西市損害評価会運営要綱第3条に基づきまして、この会議は成立していることをここにご報告させていただきます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして副会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
副会長	<p>本日は大変お忙しい中、平成27年度第3回損害評価会にご出席いただきありがとうございます。本日の会議はこれまでの損害評価の結果を審議するものでありますので、皆様どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは川西市損害評価会運営要綱第3条第1項に基づき、会長に議長となつていただくところでございますが、本日は欠席と伺っておりますので、川西市損害評価会運営要綱第2条第3項に基づきまして、副会長に議長をお願いしたいと思います。副会長、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは川西市損害評価会運営要綱第4条第2項に基づきまして、議長の指名により議事録署名人の選任を行います。議事録署名人は、篠木委員、橋本委員をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本来会長へ諮問すべきところですが、直接お渡しできませんので、代理といたしまして副会長へ諮問をお渡しさせていただきたいと思っております。それでは、平成27年産水稻当初評価高について、大塩市長に代わりまして、部長より諮問いたします。</p>
事務局	<p>諮問番号1 平成27年10月29日、川西市損害評価会会長 川西市長 大塩 民生 平成27年産 水稻当初評価高について（諮問） 農作物共済損害評価認定基準に基づき、平成27年産水稻にかかる当初評価高について諮問いたします。</p>
議長	<p>ただ今諮問をお受けいたしました。</p> <p>それでは、協議事項にうつります。諮問をお受けした「平成27年度水稻当初評価高」について、事務局より案を作成していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「平成27年産水稻当初評価高（案）について」ご説明させていただきます。まず資料の1ページをご覧ください。</p> <p>本年度の水稻被害は、一庫地区1戸から野帳の提出がありました。筆数は1筆で、猪</p>

による獣害が原因となっております。

昨年度は8筆であり、猪、鹿による獣害が4筆、干害が3筆、風水害が1筆となっております。昨年度に比べて、被害は減少していると言えます。ただ、これは損害評価野帳の提出がなかっただけで、実際はもっと猪や鹿による被害はあったと伺っております。

10月2日は損害評価会委員の皆様方には、大変お忙しいところ、被害圃場において抜取調査ご協力いただきましてありがとうございました。

同日、連合会におきましても、被害圃場1筆の実測調査を行っていただきました。

次に、2ページをご覧ください。損害評価の調査状況を一覧にしております。

今回10月2日に実施しました調査状況の一覧でございます。

こちらに地区名・耕作地・地番・作付面積・品種・被害の種類を記載しております。次の基準収量・等級と言いますのは、耕地ごとに等級が決められており、1から19等級までございます。この耕地につきましては、4等級となっておりますので、10aあたり483kgの収量を見込める耕地となっております。

悉皆調査の%欄は、生産組合長が事前に複数で検見された結果、収量は40%だと判定され、言い換えますと60%の被害とすることになります。

そして、抜取調査の55%は、損害評価会委員の皆さんが判定された収量の%でございまして、45%の被害と判定されたということでございます。

分割評価後の欄は、県の指導により分割基準を設けております。今回は雑草の管理ができていなかったということで5%の減となっております。

このため、抜取調査収量に5%加算されまして40%の収量となっております。

この筆の被害を集計しました結果は、3ページでございます。こちらは当初計算結果一覧でございますように、被害戸数1戸、被害筆数1筆、引受面積、5.4a、被害減収量66kgとなります。

ページは5ページ、6ページに移ります。こちらは被害の計算表となっております。

まず、東谷C地区から被害の申告が出ておりますので、その計算内容を表示しているものです。

耕地番号5の圃場の引受面積は5.4a、引受単収が338kg、悉皆単収が120kg、そこから東谷C地区の平均単収差の96kgを加算しまして、評価単収が216kgとなっております。引受単収338kgと評価単収216kgの差は122kgとなります。

共済減収量は、10aあたりの計算となっておりますので、122kg×5.4aで66kgとなり、今年の1キロあたりの共済金が187円ですので、187円×66kgで1万2千342円の共済金支払となるところですが、雑草の防除に関する点で少し不適切という判定がありましたので、分割割合の5%が加算されます。

この加算方法は、基準収量483kgの5%、25kgと引受面積5.4aを乗算しますと分割減収量は13kgとなります。共済減収量66kgから13kgを引いた53kgに共済金額187円を乗算すると共済金は、9千911円となります。

この分割評価の結果、この圃場にお支払いする共済金総額は9千911円となります。

次は4ページに戻ってください。こちらは「平成27年産水稻当初評価高(案)」でございまして、こちらは、平成27年度の水稲引受面積5千533.1aに対しまして、被害は5.4aとなっておりますので、0.1%の被害率に、引受収量18万7千66kg

	<p>に対しまして、被害は66kg となっておりますが、分割評価により53kg に引き下げられておりますので被害率は0.03%に修正させていただきます。</p> <p>以上を「平成27年産水稲当初評価高（案）について」の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>共済金の計算については説明していただきましたが、共済金の計算方法は同じなんですか。</p>
事務局	<p>計算方法は同じですが、例年違うのはkg 当たり共済金額です。これは毎年1kg あたりどれくらいお支払いするか、というもので、毎年変わっています。去年は1kg あたり191円、おとしは193円となっております。</p> <p>この金額につきましては、兵庫県から今年度の金額はこのように設定してくださいという指導がありますので、その金額に設定を行っています。</p> <p>計算式について変更はございません。</p>
委員	<p>ほかにご意見がないようであれば、協議事項「平成27年産 水稲当初評価高（案）」を原案どおり承認し、市長に答申してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。（出席委員全員）</p>
議長	<p>それでは異議なしという事ですので、「平成27年産 水稲当初評価高（案）」を承認いたします。4ページの平成27年産 水稲当初評価高（案）から（案）の字を削除いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、引き続き「平成27年産 水稲当初評価高」について、市長に答申を行います。</p> <p>本来、会長から答申するべきところではありますが、代理としまして副会長から答申をさせていただきます。また、大塩市長へ答申させていただくところですが、直接お渡しできませんので、代理といたしまして、部長へ答申をお渡しさせていただきます。</p> <p>答申番号 1 平成27年10月29日 川西市長 大塩民生様 川西市損害評価会会長 平成27年産 水稲当初評価高について（答申） 諮問のあった、平成27年産水稲当初評価高について審議したので答申します。</p>
議長	<p>それでは次に移ります。その他「平成27年度損害評価の反省」について、ご意見等ございませんか。</p>
委員	<p>一つ伺いたいのですが、共済というのは全農家が加入し、共済掛金を支払っています</p>

	<p>よね。今回の被害でお支払する金額は1万円足らずとなっていますが、残った掛金はどうなるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今年は加入農家229戸の方から共済掛金をいただき、何か被害があった時にお支払いしております。被害があった時の支払金額については、先ほど説明させていただいた計算式に基づいて共済金をお支払いしております。残りの金額については、来年の災害が起きた際の共済金の原資として持つておく必要がありますので、基金として積立をいたしまして、共済金に足りなければそこから取り崩して足していくという形で対応しています。</p>
<p>委員</p>	<p>私たちが支払っている掛金が余ったら、基金として積立されるということでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうです。その中に無事もどしという制度がありまして、3年間被害がない、または軽微な被害である方に対して、共済掛金の一部をお返しするという制度がございます。ただ、この制度につきましては、以前もお話しさせていただいておりますが今後、基金が枯渇してきているという状況にありますので、できるだけ原資を残すため、無事もどしについては休止と言う方向で考えております。基本的には預かった共済掛金内で給付して残りの金額は積立金に積み立てております。</p>
<p>委員</p>	<p>事務関係の費用は市が負担しておられるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農家の方からいただいた共済掛金の一部に賦課金というものがございまして、こちらを事務費という形でいただいております。また残りの事務費用は市から負担しております。</p>
<p>委員</p>	<p>農業共済は法律で決まっている制度とはいえ、費用をかける割にあまり効果はありませんね。</p>
<p>事務局</p>	<p>給付金の額だけを見ますと、やはり回収できるというところまでいきません。おっしゃるとおり、これは国の法律に基づいて行っており、ある意味強制加入という部分があります。そのところは行政として行っていく必要があります。そうなりますと一方では農家の戸数が減る中で制度を維持していこうと思えば、財源を確保するために無事もどしを休止するなどして、続けていくというスタンスでおります。</p>
<p>委員</p>	<p>共済掛金以上に被害が出た場合は国からの補助か何かがあるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在積み立てている基金の中で、通常無事もどしに充てているものと、大きな被害に備えているものと2種類の基金があるんですけども、その部分で大きな被害があった場合は対応します。それ以上になった時はどうするかということですが、鬼怒川の決壊による被害があった時には、一定国から何かしらの援助があるかと思うんですけども、そこまででなければ、基金の中で取り崩して対応するという事が基本となっております。</p>

事務局	<p>ます。</p> <p>積立も500万円程度ですので、大規模な災害が起こりますと一市だけで賄いきれるものではありませんので、そこには何らか国の手だてが出てくるかと思えます。</p>
委員	<p>この7月から農業委員会の委員をさせてもらっているんですけども、結局米は作っても採算が取れません。ただ、近所の手前、土地を荒らすわけにはいかないから作っているような人がほとんどだと思います。それを考えると本当にこういう制度は必要なのかな、という気がします。</p>
事務局	<p>私どもも国の法律に基づいて実施しているものでありまして、これが市の任意の共済制度であれば、それこそ解散しましょうか、という話もできるんですけども、国の法律という部分がありますので、何とか基金というものを蓄えながらお返ししていくという部分を維持せざるを得ないと考えております。</p>
委員	<p>実際、この制度を維持しようと思ったら、相当費用がかかります。市役所も事務局だっているし、何かの委員も出なければならない。それなのに結局共済金は1万円足らず。そのかかった費用と効果から考えたら本当におかしな法律のような気がします。</p>
事務局	<p>共済には一人の職員がついている形になりまして、その人件費については当然ながら市の一般会計から出しています。事実上、私たち事務局の人件費の部分はこれとは別のところで費用は出しています。どうしてもこれに係る事務費というものにつきましては、受益者の方からいただくというのが一定のルールになっておりまして、決して事務費にすごくお金をかけているというわけでないと思うんですけども、その辺は費用対効果と言いますか、手間をかけている割には還元がないという印象を持たれるかもしれませんが、そこまである程度枠の中でさせてもらっていますので、今、細かいところで費用対効果と申し上げられませんが、何とか維持していくという方向には変わらないという事で考えております。</p>
委員	<p>国の制度が変わらないうちはしょうがないということですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
事務局	<p>今回1筆だけということで、野帳の提出に至らない被害は起こっていたということですが、被害の規模と言いますか、実際共済の被害の対象になる被害はあったけれども野帳が提出されなかったのか、それともそこまでの被害に至っていないのか、そのところはどうかのでしょうか。</p>
事務局	<p>電話の方で被害があるというお話は何人かから受けていたんですけども、それでしたら、損害評価の野帳を提出していただかなければ、損害評価ができないので、野帳を</p>

提出していただきたいというお話をするんですけども、その際に自分の地区の生産組合長だけではなく、他の生産組合長とが客観的に見てその圃場に3割以上の被害が出ているかどうか見ていただきます。

その段になると、他の生産組合長が見た時に、本人の言う被害では3割以上の被害に見えても、実際は圃場全体の面積から見た被害割合となりますので、本人の言うような3割被害にならないこともあります。また、猪や鹿による被害を受けているけれども、果たしてこの被害で3割あるのかな、という判断から、野帳の提出に至らなかったケースがあると聞いております。

その結果、今年の野帳の提出は一庫の1筆となっております。

委員

被害にあった方も、実際に見たときにこれは3割ないな、と思ったらず申請しないでしょう。僕らもそういうことがありました。

目に見えて、ぱっと分かるようならいいんですけどもね。

事務局

そのときに地域の生産組合長の方が何人かで見ていただいて、やはり客観的に見てこれは3割行かないね、というようなところは提出するまでもなく、ということでそういう件数が何件かあったという事でございます。

事務局

そういう意味では、ご相談が多かったのは北部地域になります。今年は笹部と黒川と山下と。ただ、今回は出すまでもないから野帳は出さないけれども被害はあるよ、という話を生産組合長から伺いました。

委員

私も今年初めてこのような会議に参加させていただいたのですけれども、一通り作業させていただきまして、結構勉強させられたところもありますし、みなさんのやり方を見ていましたら、被害に遭わないようにするにはどうしたらいいのかというのちょっと分かったような気がします。この制度はあってもいいのかな、と思うんです。

最初はね、時間や人件費だけかかって採算がどうかと思ったんですけども、やはり小さな農家さんが多いですから、こういうものがあつた方がちょっと心強いな、というところもあるかな、と思います。

議長

ほかにご意見がないようであれば以上をもちまして、本日の第3回川西市損害評価会を終了させていただきます。

皆さま本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後4時25分

平成27年10月29日

議長（会長） 西田 信治

署名委員 篠木 善和

署名委員 橋本 信一